

急性の脳症を疑う事案の発生について

本日、標記について、別添のとおり都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部局あてに通知したのでお知らせします。

食安監発第 1119001 号
平成 16 年 1 月 19 日

〔 都 道 府 県 〕
〔 保健所設置市 〕 衛生主管(部)局長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

標記については、平成 16 年 10 月 22 日付け健疾第 1022005 号、食安監発第 1022003 号により、スギヒラタケについて腎機能の低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いしたところですが、今般、新潟県から公表された急性脳症を疑う死亡例について照会したところ、腎機能障害の有無が不明であることがわかりました（スギヒラタケを発症 3 日前に摂食）。

つきましては、現在、急性の脳症を疑う事案についてスギヒラタケの摂食との関係に限らず広く原因究明のための調査に努めているところであり、原因が究明されるまでの間、念のため、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を見合わせるよう注意喚起をお願いします。